

公 告

次のとおり制限を付し、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第126条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年3月19日

一関市長 佐藤 善仁

1 制限を付し、一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度広報いちのせき広告枠売却

(2) 仕様

ア 対象となる広報の仕様

一関市が発行する広報いちのせき（以下、「広報」という。）令和8年5月号から令和9年4月号までの全12回

イ 対象広報仕様

(ア) 規格

A4判、右開き、32ページ

※ページ数は、発行号により増減する場合がある。

(イ) 印刷

フルカラー

(ウ) 発行日

毎月25日（例：5月号は4月25日に発行）

(エ) 発行部数

46,200部（変更する場合がある。）

ウ 広告枠の規格等

(ア) 規格

1ページ5段組みの最下段において、縦約4.5cm×横約18cmを1区画とし、これを掲載枠とする。

なお、1区画内のスペースを複数の掲載者で分割することができる。

(イ) 発行号当たりの掲載区画数

全4区画

エ 広告掲載基準

広報に掲載できる広告は、「一関市広告掲載要綱」、「一関市広告掲載基準」及び「一関市広報広告掲載実施要領」の規程に適合するものであること。

オ 掲載申請

市長がこの公告による一般競争入札に基づいて決定した広告取扱業者（以下「指定広告取扱業者」という。）は、広告掲載希望者を、責任をもって募ることとし、広告掲載希望者からの広告掲載申込を掲載月ごとに取りまとめ、掲載広告案を添付して広告掲載を希望する広報の発行日の20日前までに（4月においては、契約締結後、速やかに）市長に提出すること。

なお、広告掲載月及び掲載順は指定広告取扱業者において決定すること。

カ 掲載の承認

一関市広告審査委員会において、申し込みのあった広告の内容及び申請者の営業内容等が上記エに適合するか否かを審査の上、市長が広告掲載の承認又は不承認を決定する。審査の結果によって広告を掲載できない場合、広告の色や文言などの変更を条件として付す場合がある。

キ 掲載原稿（データ）の提出

広告原稿は、掲載の承認を受けた後、指定広告取扱業者が責任をもって作成・提出することとし、EPS形式又はTIFF形式で電子データ化したものを記録媒体（CD）などに収録またはメールに添付し、広告原稿を印刷または記載したものと併せて、発行日の10日前まで（土曜日、日曜日、国民の祝日などに当たる場合はその前日まで）に広聴広報課に提出するものとする。

この場合、写真等で色分解等が必要な場合は、当該処理を行ったものを提出するものとする。

ク 売買代金の納入

市は、全ての掲載が終了した後、指定広告取扱業者に対して売買代金の納付書を発行するものとし、指定広告取扱業者は、納付書を受理した日から30日以内に納入するものとする。

また、納付書による納入が難しい場合は、発注者と協議の上、発注者の指定する他の方法で納入すること。

なお、指定広告取扱業者の責に帰すべき事由により、その納入を遅延した場合においては、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条

第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額を支払うものとする。

ケ 指定広告取扱業者の責務等

(ア) 指定広告取扱業者は、その責に帰すべき事由により市又は第三者に重大な損害を与えた場合は、その者に対しその損害を賠償しなければならない。

(イ) 指定広告取扱業者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は履行を委任することはできないものとする。ただし、市が書面により承認した場合は、この限りでない。

(ウ) 指定広告取扱業者は、この契約に関連して知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(エ) 掲載した広告に対する苦情は、指定広告取扱業者の責任で対応すること。

コ その他

広告に対する問い合わせ等への対応のため、広告を掲載した広報各号には、広告を掲載した最終ページの余白に、「広告に関する問い合わせは、（指定広告取扱業者名及び電話番号）まで」を記載する。

また、掲載した内容が広告であることが分かるよう、広告欄としての表示を各掲載内容の上部に記載する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことなど地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格条項に該当しない者であること。

(2) 広告の企画、製作並びに出版物の編集、印刷、出版に関する業務を営み、令和6年1月1日から令和7年12月31日までの営業実績を有すること。

(3) 岩手県内に本社又は営業所を有すること。

(4) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に該当しない者。

3 入札参加手続き及び入札参加条件に関する事項

(1) 前項の資格を有する者は、令和8年3月27日（金）午後4時（必着）までに、広報いちのせき広告枠売却に係る入札参加資格審査申請書（様式1、以下「資格審査申請書」という。）を市長に提出すること。

(2) 市長は提出された資格審査申請書を審査し、入札参加の可否について資格審査申

請書を提出した者に通知する。

(3) 市長から入札参加を認められた者が入札に参加できるものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

一関市役所市長公室広聴広報課（岩手県一関市竹山町7番2号）

(2) 期間

令和8年3月18日（水）から令和8年3月27日（金）まで

午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日、祝日を除く。）

5 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所

一関市役所会議室棟第5会議室

(2) 日時

令和8年4月3日（金）午前10時（受付：午前9時45分～午前10時）

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除とする

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、次に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(ア) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約が履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

イ 次のものを担保として提供した場合、契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 国債及び地方債（額面金額全額）

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

ウ 契約保証金は、契約履行を確認した後に還付するものとする。

エ 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告枠売却契約の全部又は一部を解除することができるものとし、その場合、契約保証金は市に帰属するものとする。

(ア) 指定広告取扱業者が契約の締結について詐欺行為があったとき、又は入札に関して公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実が明らかになったとき。

(イ) 指定広告取扱業者が契約の履行について不正の行為をしたとき。

(ウ) 指定広告取扱業者が契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。

(エ) その他指定広告取扱業者が契約に違反したとき。

7 入札の無効要件に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状（様式2）を持参しない代理人のした入札

(3) 指定した入札書の様式を用いない入札

(4) 入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札

(5) 入札書の金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札にあたっての留意事項

(1) 入札書記載金額

入札者は、全12回の買取り価格の総価を入札書（様式3）に記載するものとする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札等

- ア 入札参加者は、この公告を熟覧のうえ入札しなければならない。
- イ 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式3）を投函しなければならない。
- ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式2）を持参させなければならない。
- エ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- オ 郵送による入札は、これを認めない。
- カ 入札参加者が1者のみの場合にあっても、入札は執行するものとする。

(3) 入札の辞退

- ア 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- イ 入札参加者は、入札を辞退するときは、文書又は口頭により入札執行者に速やかに申し出なければならない。なお、入札執行中に入札辞退をした者は、入札室から退出するものとする。
- ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 公正な入札の確保

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ウ 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を取りやめる。

(5) 落札者の決定

- ア 入札を行った者のうち、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- イ 開札をした場合において、予定価格（最低売却価格）以上の価格の入札がない

ときは、直ちに再度入札を行う。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(6) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この公告についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。